

令和8年度えべつ生活応援商品券事業約款

(趣旨)

第1条 江別市では、食料品を含む日用品等の物価高騰の影響を受けている市民と、コスト高等の影響を受けている事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を促すため、江別市内でのみ使用可能な地域商品券（以下「商品券」という。）を発行する。

(名称)

第2条 商品券の名称は「えべつ生活応援商品券」とする。なお、商品券は、全江別市民に対して配付する「配付型商品券」と、江別市内の世帯を対象に販売する「プレミアム付商品券」で構成する。

(実施主体)

第3条 商品券発行事業の実施主体は、市とする。なお、事業の運営は、業務を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）が行う。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和8年3月4日から令和9年1月29日までとする。

(対象者)

第5条 商品券の配付及び販売対象者は、次のとおりとする。

- (1) 配付型商品券の配付対象者は、令和8年4月15日現在で江別市に住民登録がある全市民とする。
- (2) プレミアム付商品券の購入対象者は、令和8年4月15日現在で江別市に住民登録されている全世帯とする。

(商品券の使用期間)

第6条 商品券の使用期間は、令和8年5月25日から令和8年10月31日とする。

(商品券内容)

第7条 商品券の内容は、次のとおりとする。

- (1) 商品券は、全店共通券として額面1,000円券を5枚及び小規模店専用券として額面500円券を3枚の計8枚綴りを1冊として構成する。なお、プレミアム付商品券は、1冊5,000円で販売する。
- (2) 商品券の使用先は、次のとおりとする。
 - ① 全店共通券 全ての取扱店
 - ② 小規模店専用券 売場面積1,000㎡以下の取扱店
- (3) 商品券は、次のような場合には使用できないものとする。
 - ① 不動産又は金融商品
 - ② たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ

- ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払
- ⑤ 国税及び地方税
- ⑥ その他市長が別に定めるもの

（券面表示）

第8条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行者
- (2) 使用可能な金額及び期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 釣銭対応
- (5) 紛失・盗難等の免責
- (6) 約款の存在
- (7) その他、表示が必要な事項

（販売方法等）

第9条 プレミアム付商品券の販売方法、販売期限、販売場所は次のとおりとする。

- (1) プレミアム付商品券の販売方法は、事前に対象となる全世帯に送付する購入引換券と引換えに、商品券の販売場所において販売することとし、商品券の購入限度は1世帯当たり3冊までとする。
- (2) 商品券の販売期限は、令和8年6月30日とする。
- (3) 商品券の販売場所は、受託事業者が販売を委託する施設とする。

（釣銭）

第10条 取扱店は、商品及びサービス等の対価が商品券額面に満たない場合、釣銭は支払わないものとする。

（使用者の責務）

第11条 使用者は、商品券を返品、現金又はほかの商品券との交換、譲渡、販売及び担保に供することはできないものとする。

- 2 使用者が商品券で購入した商品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 使用者は、自らの商品の仕入等に商品券を使用できないものとする。
- 4 使用者の保管中に商品券の紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、当該使用者がその責を負うものとする。

（不正使用の損害）

第12条 偽造、変造、模造等の不正使用により本事業が損害を受けたときは、江別市は不正使用者に対し、損害金の全額を請求できるものとする。

(返金)

第13条 購入した商品券のうち、未使用商品券の金額については、これを購入者に返金しない。

(取扱店の登録資格)

第14条 取扱店の登録資格は、別に定めるえべつ生活応援商品券取扱店募集要項4. 取扱店登録資格等に該当する者とする。

(取扱店の責務)

第15条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品券が使用可能な店舗であることが明確になるよう、取扱店に配布する販売ツール（ポスター等）を商品券の購入者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 確認用として配布する商品券の見本は、取扱店で商品券を取り扱う全ての者に周知すること。
- (3) 商品券購入者が使用する商品券について、切り取り線に沿って商品券を切り取った上、受け取って問題ないかの確認をすること。商品券は偽造防止策をしているため、偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、併せてその旨を江別市へ報告すること。
- (4) 受け取った商品券は再流通させないこと。
- (5) 商品券の交換及び売買は行なわないこと。
- (6) 商品券を、商品及びサービス等の対価として使用せずに直接換金はしないこと。

(取扱店資格の喪失等)

第16条 第7条、第10条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店の取消し及び損害金の請求等を行なうことがある。

(取扱店の紛失等の責務)

第17条 使用者から受け取った商品券の紛失、盗難、滅失等の事故は、取扱店がその責を負うものとする。

(届出事項の変更)

第18条 取扱店は登録事項に変更があった場合は、速やかに受託事業者に届け出るものとする。

(換金請求期間)

第19条 使用後の商品券について取扱店が換金を申し出ることができる期間は、原則、令和8年11月30日（月）までとし、換金請求期間を過ぎた商品券は、原則無効とする。

(換金方法)

第20条 使用後の商品券の換金方法については、商品券に印字した二次元コードを専用アプリから読み取り請求するものとする。ただし、専用アプリの使用が困難であると認められる場合

に限り、商品券を受託事業者へ郵送又は持参することにより請求することができるものとする。

(市の責務)

第21条 市は、商品券発行业に必要の運営管理を行うものとする。

(事務局)

第22条 受託事業者は、江別市内に事務局を設置し、事務局は次に掲げる事項に留意し業務を執行しなければならない。

- (1) 業務に伴い収集したデータを適正に管理する。
- (2) 個人情報の取扱いについては適正に行う。
- (3) 取扱店に関する事及び換金受付に関する事について随時記録し、市の求めに応じ、報告する。
- (4) 前3号のほか、取扱店募集・受付業務及び換金業務に必要な運営管理を行うこと。

附 則

この約款は、令和8年3月16日から施行する。

附 則

この約款は、令和8年3月18日から施行する。